

最高裁秘書第2733号

令和元年5月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月10日付け（同月13日受付，最高裁秘書第2573号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成28年6月28日付け刑事局第二課長事務連絡「弁護人選任権の告知及び弁護人の選任に係る事項の教示等について」（片面で11枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(訟ろ－15－B)

平成28年6月28日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 吉田 智宏

弁護人選任権の告知及び弁護人の選任に係る事項の教示等について（事務連絡）

刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号。以下「改正法」という。）が平成28年6月3日公布され、弁護人選任権の告知及び弁護人の選任に係る事項の教示に関する改正規定については、改正法附則（以下「附則」という。）1条3号により、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「改正法施行日」という。）から施行されます。

これにより、弁護人が選任されていない被告人を勾留するとき又は勾留請求された被疑者に被疑事件を告げるときなどに、弁護人選任権（被告人の勾留及び勾引並びに国選弁護対象事件の被疑者勾留については、国選弁護人選任請求権に関する事項を含む。）を告知（以下「告知」という。）するとともに、「弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」を教示（以下「教示」という。）しなければならないこととなります（改正後の刑法76条2項、77条2項、3項、207条3項）。

この点、附則2条以下において、改正法施行の際の告知及び教示や、改正法施行日前における告知及び教示について、経過措置が設けられています。

については、これらの経過措置に基づく告知及び教示に関し、留意事項等を別紙のとおり取りまとめましたので、執務の参考としてください。また、別表1及び2の

とおりに弁護人選任に関する告知及び教示の範囲のイメージ図を添付しましたので、適宜、加工する等して活用してください。

なお、附則 2 条において、改正法施行の際、現に勾引状により留置されている被告人又は現に勾留されている被告人に対する告知や教示は、その実施が義務付けられるため、遺漏がないように実施してください。

おって、管内の簡易裁判所に対しては、地方裁判所からこの趣旨を周知してください。

(別紙)

1 改正法施行の際の対応 (附則 2 条関係)

(1) 告知, 教示が必要な被告人

下記アないしウのとおり, 改正法施行日に弁護人が選任されておらず, かつ, 改正法施行日前に当該事件について告知や教示を受けていない被告人に対しては, 審級を問わず, 速やかに, 附則 2 条 1 項本文若しくは 2 項本文の教示又は同条 3 項本文の告知及び教示を行うことが必要となる。

ア 附則 2 条 1 項関係

改正法施行日前に勾引状により留置され, 留置期間中に改正法施行日を迎えた被告人に対し, 教示を行う。

イ 附則 2 条 2 項関係

改正法施行日において, 現に勾留されている被告人 (ただし, 逮捕又は勾引に引き続き勾留されている者を除く。) に対し, 教示を行う。

※ この項で対象となるのは, ①改正法施行日前に被疑者勾留され, 起訴されて自動的に被告人勾留に切り替わった後に改正法施行日を迎えた被告人又は②改正法施行日前に裁判官 (裁判所) の職権により勾留され (ただし, 後記ウの逮捕又は勾引に引き続き勾留されている被告人を除く。いわゆる勾留中求令状及び在宅求令状などの事案や逃亡後に勾留された事案などが想定される。), その後改正法施行日を迎えた被告人である。

ウ 附則 2 条 3 項関係

改正法施行日において, 現に勾留されている被告人 (ただし, 逮捕又は勾引に引き続き勾留されている者に限る。) に対し, 告知及び教示を行う。

※ この項で対象となるのは, ①改正法施行日前に逮捕に引き続いて, 起訴, 勾留され (いわゆる逮捕中求令状の事案), その後改正法施行日を迎えた被告人又は②改正法施行日前に勾引に引き続き勾留され, その後

改正法施行日を迎えた被告人である。

※ 改正法により、刑訴法77条1項の弁護人選任権及び国選弁護人選任請求権の告知の規定から、「逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて」の文言が削除された。その結果、被告人勾留に際しては、すべての被告人に対して告知が必要となる。附則2条3項の告知に関する規定は、この改正に対応して設けられたものである。

(2) 告知，教示の方法

(1)の場合における告知，教示の方法としては、次のような方法が考えられる。

ア 改正法施行日において、未だ弁護人選任に関する照会書を送付していない被告人の場合

弁護人選任に関する照会書を送付する際に、照会書に教示事項（告知が必要な場合は、告知事項を含む。）を付記したり、教示事項（告知が必要な場合は、告知事項を含む。）を記載した書面（別添サンプル書式参照）を同封する。

イ 改正法施行日において、既に弁護人選任に関する照会書を送付している被告人の場合

教示事項（告知が必要な場合は、告知事項を含む。）を記載した書面を別途送付する。

ウ 上記ア及びイのいずれの場合も、告知や教示を行ったときは、送付した書面の写しを記録に編てつするなどして、記録上明らかにしておく。

2 改正法施行日前における告知，教示の実施（附則3条関係）

(1) 改正法施行日前における告知，教示の意義

前記1の告知や教示に係る事務を改正法の施行後（特に改正法施行日）に行うと、事務が煩瑣となるおそれがある。そこで、附則3条の経過措置により、裁判官若しくは裁判所が勾留しようとする被告人、現に勾留中の被告人

又は勾引された被告人に対しては、改正法公布の日から起算して20日を経過した日（平成28年6月23日。附則1条2号）から、あらかじめ裁判官又は裁判所において告知や教示（以下、併せて「事前教示等」という。）を行うことができるとされた（附則3条1項、3項、5項）。事前教示等を実施するか否かは、各裁判官又は裁判所の判断になるが、各庁の事務処理状況を考慮の上、事務の煩瑣を避けるという観点から、改正法施行日の一定期間前から事前教示等を行っておくという運用も考えられよう。

なお、事前教示等を行った場合には、勾留質問調書にその旨を記載したり（6月17日付け刑二第319号刑事局長通知で送付した参考書式は、告知及び教示を行った場合の記載になっていることから、勾留質問において教示をしなかった場合は、その部分を削除するか、従前の書式を利用するなどの注意が必要である。）、送付した書面の写しを記録に編てつするなどして、記録上明らかにしておく。

また、裁判官、裁判所又は検察官により事前教示等が行われた被告人に対しては、重ねて前記1の告知や教示を行う必要はないとされている（附則3条2項、4項、6項、5条4項、6項。なお、検察官による事前教示等の有無は、記録上必ずしも明らかにならないことから、前記1の改正法施行の際の対応を漏れなく確実に実施するため、検察官による事前教示等の有無に関わらず告知、教示を行うという運用も考えられよう。）。

おって、事前教示等の運用及び事前教示等を行った場合の前記1の改正法施行の際の告知、教示の在り方等については、各庁の事務処理状況を考慮の上、原則的な対応を申し合わせるなどして、前記1の改正法施行の際の対応が円滑に行えるよう、態勢を整えておく必要がある。

(2) 事前教示等の方法

- ア 勾引状の執行や勾留質問手続の機会がある被告人の場合
その際に面前で告知や教示を行う。

イ 勾引状の執行や勾留質問手続が終了して、勾留されている被告人の場合
前記1(2)と同様に、弁護人選任に関する照会書に教示事項（告知が必要な場合は、告知事項を含む。）を付記したり、教示事項（告知が必要な場合は、告知事項を含む。）を記載した書面を送付する。

3 弁護人選任に関する申出先について

教示事項である弁護人選任に関する申出先は、刑訴法78条1項の裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者となる。

(別表1)

告知、教示が改正されるもの
(経過措置あり)

弁護士選任に関する告知、教示の範囲のイメージ図

6月23日以降「改正法施行日」前(経過措置)			「改正法施行日」以降		
告知 ※1	教示 ※2	関連条文	告知 ※1	教示 ※2	関連条文

1 勾留質問の際における対応

被疑者		告知 ※1	教示 ※2	関連条文	告知 ※1	教示 ※2	関連条文
		必要 〈変更なし〉	(勾留された被疑者には、捜査機関が任意(※3)に行う。)	改正前207 II, III	必要 ※4	必要	207 II, III, IV
被告人	・逮捕に引き続いて被告人を勾留するとき (逮捕中求令状) ・勾引に引き続いて被告人を勾留するとき	任意 ※3	任意 ※3	附3 V, 改正前77 I	必要	必要	77 I, II
	・上記以外で被告人を勾留するとき (勾留中求令状, 在宅求令状など)	必要 〈変更なし〉	任意 ※3	附3 III, 改正前77 I	必要 〈変更なし〉	必要	77 I, II

2 逃亡被告人を勾留した後の対応

(被告人を勾留した後直ちに)		告知 ※1	教示 ※2	関連条文	告知 ※1	教示 ※2	関連条文
		必要 〈変更なし〉	任意 ※3	附3 III, 改正前77 II, I ※5	必要 〈変更なし〉	必要	77 III, I, II

3 被告人を勾引したときの対応

(被告人を勾引したときは、直ちに)		告知 ※1	教示 ※2	関連条文	告知 ※1	教示 ※2	関連条文
		必要 〈変更なし〉	任意 ※3	附3 I, 改正前76 I	必要 〈変更なし〉	必要	76 I, II

※1 「告知」とは、弁護士選任権(被告人の勾留及び勾引並びに被疑者国選対象事件の被疑者勾留については、国選弁護士選任請求権に関する事項を含む。)を告知することをいう。

※2 「教示」とは、「弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」を教示することをいう。

※3 「任意」とは、「告知」や「教示」を必ず行わなければならないものではないが、これら(事前教示等)を受けた被告人に対しては、改正法施行の際の対応は不要となることをいう(別表2の※4参照)。

※4 改正前の法207 IIでは、法文上、弁護士選任権の告知は被疑者国選対象事件に限定されているが、改正後は、法文上も、全件について弁護士選任権を告知することとなる。

※5 なお、逃亡中の被告人を改正法施行日前に勾留した後は、「現に勾留されている被告人」となるから、事前教示を行わなかった場合には、改正法施行の際の対応として、教示する必要がある(別表2参照)。

(別表2)

施行日当日までの経過措置としてのみの
対応が必要なもの

弁護士選任に関する告知, 教示の範囲のイメージ図

6月23日以降「改正法施行日」前(経過措置)			「改正法施行日」(経過措置)※4		
告知 ※1	教示 ※2	関連条文	告知 ※1	教示 ※2	関連条文

1 勾留中の被告人への対応

<ul style="list-style-type: none"> 逮捕に引き続き起訴, 勾留されている被告人(逮捕中求令状) 勾引に引き続き勾留されている被告人 	任意 ※3	任意 ※3	附3 V, 改正前77 I	必要	必要	附2 III, 77 I, II 〈施行の際現に勾留されている者に限る。〉
<ul style="list-style-type: none"> 上記以外で勾留されている被告人(被疑者勾留から被告人勾留に切り替わった被告人)(勾留中求令状, 在宅求令状など)(逃亡後に勾留中の被告人) 	(告知は, 勾留質問の際に終えている。)	任意 ※3	附3 III	(告知は, 勾留質問の際に終えている。)	必要	附2 II, 77 II 〈施行の際現に勾留されている者に限る。〉 ※5

2 勾引状により留置中の被告人に対する対応

<ul style="list-style-type: none"> 改正法施行の際, 勾引状により現に留置されている被告人 	/			(告知は, 勾引したときに終えている。)	必要	附2 I, 76 II
---	---	--	--	----------------------	----	-------------

※1 「告知」とは, 弁護士選任権(被告人の勾留及び勾引並びに被疑者国選対象事件の被疑者勾留については, 国選弁護士選任請求権に関する事項を含む。)を告知することをいう。

※2 「教示」とは, 「弁護士, 弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先」を教示することをいう。

※3 「任意」とは, 「告知」や「教示」を必ず行わなければならないものではないが, これら(事前教示等)を受けた被告人に対しては, 改正法施行の際の対応は不要となることをいう(※4参照)。

※4 「改正法施行日」に現に勾留中の被告人又は勾引状により留置されている被告人に対しては, 告知や教示を速やかに行うとされている(附則2条関係)。

ただし, 事前教示等(「任意」と記載された告知や教示(別表1の場合を含む。))を受けた被告人に対しては, 重ねて改正法施行の際の対応(附則2条関係)を行う必要はない(附則3 II, IV, VI, 5IV, VI)。

※5 逃亡中の被告人を改正法施行日前に勾留した場合を含み, 施行の際に勾留されていれば「現に勾留されている被告人」(附2 II)に当たる(事前教示等が行われた場合は, ※4参照)。

(サンプル1：教示のみ)

平成 年 月 日

被告人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○地方裁判所刑事第○部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

事 務 連 絡

あなたに対する○○○○被告事件について、下記の事項をお知らせします。

記

あなたが自ら弁護人を選任する場合には、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができます。

申出をする場合は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に申し出てく
ださい。

(サンプル2：告知及び教示)

平成 年 月 日

被告人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○地方裁判所刑事第○部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

事 務 連 絡

あなたに対する○○○○被告事件について、下記の事項をお知らせします。

記

あなたは弁護人を選任することができます。また、あなたが貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができます。

あなたが自ら弁護人を選任する場合には、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができます。

申出をする場合は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に申し出てく
ださい。

(サンプル3：告知及び教示又は教示のみ（選択式）)

平成 年 月 日

被告人 ○ ○ ○ ○ 殿

○○地方裁判所刑事第○部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

事務連絡

あなたに対する○○○○被告事件について、下記の事項（ただし、□にチェックを付したものに限る。）をお知らせします。

記

【逮捕又は勾引に引き続き勾留されている場合】

あなたは弁護人を選任することができます。また、あなたが貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができます。

あなたが自ら弁護人を選任する場合には、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができます。

申出をする場合は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に申し出てください。

【上記以外の場合】

あなたが自ら弁護人を選任する場合には、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができます。

申出をする場合は、裁判所又は刑事施設の長若しくはその代理者に申し出てください。